

議会改革特別委員会の設置について

周南市議会に下記のとおり特別委員会を設置することについて、周南市議会委員会条例（平成15年周南市条例第243号）第5条の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年7月22日 提出

提出者 周南市議会議会運営委員会

委員長 清 水 芳 将

記

- | | |
|-----------|------------------------------|
| 1 名 称 | 議会改革特別委員会 |
| 2 付 議 事 件 | 議会改革に関すること |
| 3 委員の定数 | 13人 |
| 4 調 査 期 限 | 目的が達成されるまでとし、閉会中も協議できるものとする。 |